

理 由 書

【勅使池風致地区の変更】

1. 都市の将来像における位置づけ

本市のまちづくりの基本指針である「名古屋市都市計画マスタープラン 2030」では、「公園緑地の整備や民有地における緑化により緑を創出するなど、良好で快適な都市環境の形成をはかる」としています。

また、「名古屋市みどりの基本計画 2030」では、めざすみどりの都市像として、「みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや」を掲げています。

これらを踏まえ本市では、都市の風致を維持するために、地区の特徴である自然的景観を維持するとともに、自然的環境を活かしたみどりと調和した市街地を形成することを目的とし、東部丘陵地を中心に、現在、18 地区、約 3 千 ha の風致地区を指定し、良好な自然的環境の保全と回復緑化を目指しています。

2. 現在の状況

今回、都市計画変更を行う勅使池風致地区は、本市南東部の丘陵地に位置し、都市計画墓園 2 号勅使ヶ池墓園や都市計画緑地 12 号勅使ヶ池緑地等を含む、約 266ha の区域を指定しています。また、勅使池風致地区の南東端部には、名古屋市と豊明市にまたがる形で、藤田医科大学及び藤田医科大学病院が立地しており、平面駐車場やグラウンドなどの土地利用によって、樹林地が失われてきたと言えます。

3. 都市計画変更の必要性

勅使池風致地区内に立地する藤田医科大学及び藤田医科大学病院は、愛知県下で 2 院のみの高度救命救急センター・基幹災害拠点病院として指定され、基幹的な医療提供機能を果たしています。

昨今の医療の高度化・専門化や、大規模災害の発生懸念といった背景から、先進医療をリードする研究開発を一層推進する機能強化を図るとともに、迫

りくる大規模災害においても安定的に高度医療を提供する体制を整えることが必要です。

さらに、大学・病院施設の拡張により、樹林地が失われてきた中で、グリーンインフラの実装が重要視されている社会情勢の変化を踏まえ、みどりの持つ多様な機能に着目し、みどりを計画的に回復・創出することが望まれています。

これらの状況を踏まえ、学校法人藤田学園より、大学・病院施設としての機能強化と自然共生の実現の両立を図るため、地区計画の決定及び風致地区の一部変更について都市計画が提案されました。

本市としては、提案された内容は上記の都市の将来像における位置づけに合致しており、自然的景観を維持するとともに、自然的環境を活かしたみどりと調和した市街地を形成するという風致地区の目的を、よりきめ細やかに、かつ施設整備と一体的に、地区計画によって実現しようとするものであり、周辺と調和した良好な環境の形成に寄与する計画であると判断し、風致地区の一部変更が必要であると考えます。

4. 都市計画変更の妥当性

提案においては、風致地区による緑化率以上の緑化整備、必要な地区施設として緑地及び広場の整備、既存植生に配慮した樹種選定等、みどりの持つ機能を効果的に発揮するための緑化計画を行い、みどりの量のみならず質の確保を目指すこととされており、本市としても失われてきたみどりの回復・創出には風致地区の一部変更が妥当であると考えます。